

病院家族会

しらぎく会

R2. 1月 No. 372

〒922-0424

石川県加賀市小菅波町121番地1

加賀こころの病院 医療福祉相談室

(0761) 72-0880

12月の定例会報告



明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。
12月7日(土)に行なわれたシンポジウムの報告をさせていただきます。

<シンポジウムについて>

今回は「精神障がい者の就労支援～一人ひとりに合った働き方を応援する立場から～」というテーマでシンポジウムを行いました。シンポジストには毛利成良さん（加賀公共職業安定所）、富田雄毅さん（こまつ障害者就業・生活支援センター）、中野裕紀さん（サンライフたきの里）の3名に来ていただき、吉岡夏紀さん（やたの生活支援センター）にコーディネーターをしていただきました。

◆はじめに、加賀公共職業安定所の毛利さんから障害者雇用の現状や公共職業安定所で利用できる雇用支援制度について、障害者雇用促進法にもふれながら説明していただきました。

①障害者雇用促進法について

- ・平成30年4月から障害者の雇用法定率が引き上げられ、障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加されました。

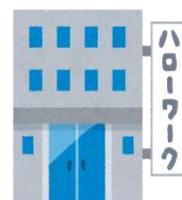
②石川県内の障がいのある方の雇用状況について

- ・平成24年から右肩上がりに雇用者数が増加しています。加賀市や小松市では、求職者数・就職数とも約半数が精神障がいの方でした。

③公共職業安定所(ハローワーク)で利用できる雇用支援制度

- ・障害者トライアル雇用

期間：3ヵ月（精神障害者の場合は3ヵ月以上12ヵ月以内）



形態：有期雇用（契約社員）、週20時間以上の勤務。

賃金：あり

利用方法：求人票にトライアル利用と記載してあるものに応募する。

トライアル終了後、本人と企業が引き続き勤務を希望するか確認する。

・石川県障害者職場実習制度

期間：1ヵ月以内

形態：実習（雇用関係でない）

賃金：実習日数に応じて、石川県から本人及び企業に実習手当等を支払う。

利用方法：企業と本人の希望を確認し、公共職業安定所に書類を提出。

実習終了後、本人と企業が引き続き勤務(就職)を希望するか確認する。

◆次に、シンポジスト3名の方から、それぞれの機関の紹介をしていただきました。

加賀公共職業安定所(毛利成良さん)

障害者担当による職業相談、職業紹介をしています。精神障害者雇用トータルサポーター(精神保健福祉士)が配置されており、課題解決のための相談援助やカウンセリングを通して、就職(就労)に向けた準備をしていきます。(※精神障害者雇用トータルサポーターの窓口は毎週火曜日の午後、完全予約制になっています。)また、障がい者対象の就職面接会の開催もしています。

こまつ障害者就業・生活支援センター(富田雄毅さん)

都道府県から事業者指定を受け、障害者就業・生活支援センター事業をしています。石川県には3カ所あります。加賀市、小松市、川北町、能美市在住で企業への就職を希望する、または企業で働いている障がい者がこまつ障害者就業・生活支援センターの対象になります。現在の登録者数は850名程で、新規登録者や就職件数の6割は精神障がい者です。企業への就職から職場定着の支援、就業時間外的生活面の相談を受けています。就職活動の支援には、仕事・働き方の選択、企業に求める配慮についての相談、ハローワークへの同行、企業見学や採用面接の同行などがあります。職場定着の支援では、職場訪問、作業状況の確認、管理職等との定期面談同席などを行っています。

サンライフたきの里(中野裕紀さん)

山中温泉にある社会福祉法人鶴寿会のサンライフたきの里(介護老人福祉施設)の副施設長をしていて、障がいをお持ちの方だけでなく、一般雇用の面接や採用の可否も担っています。鶴寿会は現在140人近い職員がいますが、そのうち6名が障害者雇用で働いています。資格を取得して介護の仕事をされている方もいれば、清掃や調理の補助、シーツ交換やレクリエーションの補助を担っている方もいます。できそうなことは何かをお聞きしながら、仕事をしていただいています。勤務時間や休憩に入るタイミングなども、その方に合わせた形で決めています。

◆ここからはシンポジウムに移り、吉岡さんの進行でそれぞれの機関の具体的な就労支援について意見交換を行いました。(内容の詳細については同封されている『しらぎく会シンポジウム』をご確認ください。ここでは要点をまとめて簡単にお伝えします。)

①相談窓口について

まずは相談しやすい人に相談してください。馴染みの支援者や病院の相談員などに相談すると、必要な機関につながっていきます。企業や会社について知りたい場合はハローワークに、就職前後に企業等への同行が必要な場合には障害者就業・生活支援センターにつながっていきます。(毛利さん、富田さん)



②実際の就労支援について

・就職前の支援

障害者就業・生活支援センターでは、例えば面接で緊張してしまって普段通りに話すことができない方に、面接場面に同席することで安心してもらい、普段通りの受け答えができるようにサポートしています。また会社に求める配慮事項の整理や伝え方についても一緒に考えています。(富田さん)

ハローワークでも面接の練習や配慮事項について、トータルサポーターを中心に支援しています。また、自己理解(自分はどんなことが好きで、どんなことができて、何

をしたいかなど)と職業理解(会社が求める仕事、作業環境や時間帯など)がマッチングした時に就職がうまくいくという考え方をもとに支援しており、職業理解が深まるような情報を収集し、分かりやすく伝えていきます。(毛利さん)

• 就職後の支援

障害者就業・生活支援センターにはジョブコーチという職員がおり、職場に入って一緒に仕事を覚えるお手伝いをしてくれます。精神障がいの方は、決められた仕事内容をこなせているのに、“きちんとできているのか”と不安に感じる方が多く、心理面のフォローもしています。

(富田さん)

③障がいの開示・非開示について

非開示(職場に障がいがあることを伝えない)で働いて1年以内に退職する方が多いというデータがあります。開示(職場に障がいがあることを伝える)して働く方が職場側に配慮を考慮してもらいやすく、非開示に比べて職場定着しているケースが多いです。

(富田さん)

職場側としても、開示してもらった方が配慮を明確にできます。ただ、どこまで開示するかという選択はできると思います。職場(職種)にもよると思いますが、担当の所属長のみ把握する場合や全職員把握する場合等です。(中野さん)

障がいの開示・非開示についてはさまざまな考え方があると思います。悩まれた方は、いろんな人に相談してみることも大切だと思います。開示・非開示どちらを選択するにしても、どういう部分を隠したくて、どういう部分を理解してほしいと思っているのか、支援者と共有できるといいのではないかと思います。(吉岡さん)

④仕事量への配慮(一般求人と障害者専用求人での就職した方との比較)

障害者専用求人では障がいを開示して就職するので、会社にもよりますが仕事の量など配慮されていると思います。勤務時間についても、最終的には6～8時間働くことを目指していく場合も、まずは職場環境や仕事に慣れてもらうために短時間勤務から始めていけるなどの配慮もあつたりします。病院受診のため平日に休みをとること

についても理解が得られやすいです。一般求人（障がいを非開示）にして就職すると、上記のような配慮が得られないこともあり、苦勞されている方もいます。（毛利さん）

社会福祉法人鶴寿会では、障害者専用求人の場合、その方のできることや勤務時間によって仕事の内容や量が変わってきます。一般求人で就職されると、障がいや必要な配慮が分からないので、求人内容の仕事を求めることとなります。一般求人でも障がいの有無に関わらず、皆に働きやすい環境は必要だと思っています。（中野さん）

⑤これから就職を考えている人へメッセージ

何を求め、何のために働くのか是非考えてみてください。仕事の目標をもつことも大事ですが、働く事だけが目標になるとしんどいので、趣味や楽しみのために少し仕事を頑張りたいという気持ちで働けると長続きするのではないかなと思います。頑張りすぎて辛くなり「辞めます」という決断をする前に、少し勤務時間を短くしてみるなど、自分に合うペースを考えながら働いていけるといいのではないかと思います。（中野さん）

これから就職を考えている方は、自分のできないところばかりに目を向けるのではなく、できること・したいことに目を向けていただけたらと思います。（毛利さん）

今回は家族会の会員だけでなく、当事者の方や障害福祉サービス事業所等の職員、病院職員など多くの方に参加していただきました。障害者雇用の就労支援を専門的に行っている方々から、実際の支援状況等についてお話しいただき、大変貴重な機会となりました。皆様の身近な方がこれをきっかけに障がい者雇用にも興味をもっただけると嬉しいなと思います。

しらぎく会へのご意見、ご要望は…

〒922-0424 加賀市小菅波町 121 番地1

加賀こころの病院内 しらぎく会事務局